

環境試料中の放射能測定結果（2014年2月分）

2014年2月28日までに取りまとめたセシウム134およびセシウム137の測定結果は以下のとおりです。

これらの放射性核種はいずれも微量であり、健康に影響を与えるレベルではありません。

調査期間において県内の原子力施設からの異常な放出はなく、セシウム134（半減期約2年）が検出されていることから、福島第一原子力発電所事故の影響が考えられます。

なお、2月までのモニタリングステーション等にて計測されている空間放射線量率に異常は認められておりません。

試料名	採取地点	採取年月日	単位	¹³⁴ Cs (セシウム134)	¹³⁷ Cs (セシウム137)	基準値等※1に対する割合
降下じん	再処理敷地内 露場	2013. 11. 29～ 2013. 12. 27	Bq/m ²	ND	ND	
牛乳 (原乳)	二又	2014. 1. 9	Bq/l	ND	ND	—
	豊原	2014. 1. 9		ND	ND	—
	六原	2014. 1. 9		ND	ND	—
	睦栄	2014. 1. 9		ND	ND	—
魚類 (ヒラメ)	六ヶ所村 前面海域	2014. 1. 6	Bq/kg生	0.6	1.6	約1/45

— : セシウム134およびセシウム137の測定値が定量下限値未満の場合記載。

△ : セシウム134およびセシウム137に係る基準値等が定められていない試料。

Bq : 放射能の単位。1 Bq（ベクレル）は、1秒間に1個の放射性核種が壊れて別の物になること。

ND : 定量下限値未満を示す。定量下限値とは、分析の測定条件や測定精度を一定の水準を保つことを目的に、正確に測ることのできる下限の値をいいます。

※1 : セシウム134およびセシウム137に係る基準値等

大気中放射性物質の法令に定める基準値（周辺監視区域外の空気中の濃度限度）

セシウム134 : 20000 mBq/m³、セシウム137 : 30000 mBq/m³

河川水、湖沼水および海水中放射性物質の法令に定める基準値（周辺監視区域外の水中の濃度限度）

セシウム134 : 60 Bq/L、セシウム137 : 90 Bq/L

食品衛生法の基準値（牛乳・乳製品）（セシウム134+セシウム137） : 50 Bq/kg（2012年4月1日設定）

食品衛生法の基準値（一般食品）（セシウム134+セシウム137） : 100 Bq/kg（2012年4月1日設定）

食品衛生法の基準値（飲料水）（セシウム134+セシウム137） : 10 Bq/kg（2012年4月1日設定）

牧草（牛用）の暫定許容値（セシウム134+セシウム137） : 100 Bq/kg（2012年2月3日改訂）

（モニタリング対象の牧草はいずれも牛用）

環境試料中の放射性核種の定量下限値

試料	単位	¹³⁴ Cs (セシウム134)	¹³⁷ Cs (セシウム137)
大気浮遊じん	mBq/m ³	0.02	0.02
降下じん	Bq/m ²	0.2	0.2
河川水	mBq/ℓ	6	6
湖沼水	mBq/ℓ	6	6
水道水	mBq/ℓ	6	6
井戸水	mBq/ℓ	6	6
河底土	Bq/kg乾	3	3
湖底土	Bq/kg乾	4	4
表土	Bq/kg乾	3	3
牛乳(原乳)	Bq/ℓ	0.4	0.4
農産物	Bq/kg生	0.4	0.4
淡水産物(ワカサギ)	Bq/kg生	0.4	0.4
海水	mBq/ℓ	6	6
海底土	Bq/kg乾	3	3
海産物	Bq/kg生	0.4	0.4